

目次

中部運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日公布、
令和7年6月1日施行
法律第63号まで

◎施行規則：令和8年2月16日
公布、施行
国土交通省令第9号まで

◎点検基準：令和5年10月20日公布、
令和5年12月21日施行
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年12月24日公布、
令和8年1月1日施行
第69次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	10
3 保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	18
5 自動車の検査制度	27
6 整備工場の認証制度	39
7 指定制度（工場関係）	50
8 指定制度（検査員関係）	66
9 指定制度（保安基準適合証関係）	69
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	84

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	94
2 自動車の装置一般	102
3 自動車の車体関係	108
4 自動車の室内関係	112
5 自動車の騒音・排ガス関係	119
6 自動車の灯火関係	123
7 警音器・後写鏡・速度計 他	137
8 テスタ等による機能維持確認	143

第3章 計算問題

1 ブレーキ・制動力	155
2 年度別計算問題	156

第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	179
2 令和7年度 第2回	192
3 令和6年度 第1回	205
4 令和6年度 第2回	217
5 令和5年度 第1回	229
6 令和5年度 第2回	240
7 令和4年度 第1回	252
8 令和4年度 第2回	264

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的…………… 7
2. 用語の定義…………… 7
3. 自動車の種別…………… 8
4. 自動車の種別（別表第1）…………… 8

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力…………… 10
2. 自動車登録番号標の封印等…………… 10
3. 変更登録…………… 11
4. 移転登録…………… 11
5. 永久抹消登録…………… 12
6. 一時抹消登録…………… 12
7. 自動車登録番号標の表示…………… 13
8. 車台番号等の打刻…………… 14
9. 打刻の塗まつ等の禁止…………… 14

3. 保安基準

1. 保安基準（自動車の構造）…………… 16
2. 保安基準
（自動車の装置 / 乗車定員又は最大積載量）… 17

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務…………… 18
2. 定期点検整備（法令）…………… 19
3. 定期点検整備（点検期間）…………… 19
4. 定期点検整備（点検内容）…………… 21
5. 定期点検整備（走行距離項目 / 基準の注釈）… 22
6. 点検整備記録簿…………… 23
7. 整備命令…………… 25

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証…………… 27
2. 自動車検査証の記載事項・記録事項…………… 28
3. 新規検査…………… 30
4. 自動車検査証の有効期間…………… 31
5. 自動車検査証の有効期間の起算日…………… 32
6. 継続検査…………… 33
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章…………… 34
8. 自動車検査証記録事項の変更…………… 35
9. 自動車検査証等の再交付…………… 35
10. 予備検査…………… 36
11. 限定自動車検査証…………… 36
12. 車両番号標の表示の義務等…………… 37
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い …… 37

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類…………… 39
2. 地方運輸局長の認証…………… 40
3. 認証基準…………… 40
4. 特定整備の定義…………… 41
5. 認証における取扱い…………… 43
6. 特定整備事業者の変更届…………… 44
7. 事業の相続、合併及び分割 / 事業の譲渡 …… 44
8. 特定整備事業者の標識…………… 44
9. 特定整備事業者の義務…………… 45
10. 特定整備記録簿…………… 45
11. 設備の維持…………… 46
12. 特定整備事業者の遵守事項…………… 47
13. 整備主任者…………… 49
14. 事業の停止等…………… 50

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定…………… 50
2. 指定自動車整備事業の指定…………… 50
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織…………… 51
4. 検査の設備の基準…………… 54
5. 要員関係の基準の解釈…………… 55
6. 作業場等の基準の解釈…………… 56
7. 対象自動車の指定…………… 58
8. 自動車の検査の設備（共同使用の要件）… 58
9. 設備の維持等…………… 59
10. 検査用機器の校正…………… 60
11. 検査用機器の構造と取扱
（サイドスリップ・テスト）…………… 60
12. 検査用機器の構造と取扱（ブレーキ・テスト） 61
13. 検査用機器の構造と取扱（速度計試験機） 62
14. 検査用機器の構造と取扱（前照灯試験機） 62
15. 検査用機器の構造と取扱（騒音計・音量計） 63
16. 検査用機器の構造と取扱
（一酸化炭素測定器・炭化水素測定器） …… 64
17. 検査用機器の構造と取扱（オパシメータ）… 65

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任…………… 66
2. 自動車検査員の要件…………… 67
3. 自動車検査員の兼任…………… 67
4. 自動車検査員の解任…………… 68
5. 自動車検査員の研修…………… 69

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定整備事業者による保安基準適合証の交付 69
2. 指定整備事業者による点検の基準…………… 71
3. 保安基準適合証等の交付範囲…………… 72
4. 自動車検査員による検査（検査等の基準）… 73
5. 自動車検査員による証明
（証明方法 / 同一性の確認）…………… 75
6. 自動車検査員による証明
（複数の自動車検査員が分担して行う場合）… 76
7. 自動車検査員による証明
（一時抹消登録車の取扱い）…………… 77
8. 自動車検査員の服務…………… 77
9. 自動車検査員の作業区分…………… 78
10. 保安基準適合証等の有効期間…………… 79
11. 保安基準適合証の取扱い（適合標章の表示） 80
12. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）………… 80
13. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止） 81
14. 保安基準適合証の取扱い（最終の検査申請日） 82
15. 自賠償保険…………… 82
16. 限定保安基準適合証…………… 83

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項）…………… 84
2. 指定整備記録簿（保存期間）…………… 86
3. 指定整備記録簿（記載要領）…………… 86
4. 指定整備事業者の罰則の適用…………… 87
5. 保安基準適合証の交付の停止等…………… 88
6. 指定整備事業者の変更届…………… 88
7. 指定整備事業者の標識…………… 89
8. 不正使用等の禁止…………… 89
9. 不正改造等の禁止…………… 89

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.2/R3.1]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を（ ）することを目的とする。[R6.1]
- ☑3. この法律は、（ ）に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2/R5.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]

◎正解 1…公害：2…増進：3…道路運送車両：4…整備事業：5…技術：6…公共

[関係法令]

◆車両法◆第 1 条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R7.1]
- ☑2. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2]

◎正解 1…軽車両：2…原動機

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 自動車の種別

[過去出題例]

- 1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに（ ）の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R7.1]
- 2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R6.2/R4.1]
- 3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び（ ）又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.2/R3.2]
- 4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.1]
- 5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（ ）並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.2]
- 6. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、（ ）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]

◎正解 1…原動機：2…定格出力：3…総排気量：4…大きさ：5…構造：6…軽自動車

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令 [施行規則第2条] で定める。
 - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（別表第1）

[過去出題例]

- 1. 法第3条の普通自動車、①、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。[R7.2]

施行規則別表第1（第2条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	〔省略〕			
(①)	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る。）	(②) m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	〔省略〕			
軽自動車	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
大型特殊自動車	〔省略〕			
小型特殊自動車	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

◎正解 1…①小型自動車 / ② 4.70

【関係法令】

◆施行規則◆第2条（自動車の種別）

1. 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

（別表第1（第2条関係））

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、フォーク・リフト等〔略〕 ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車等〔略〕 2. ポール・トレーラ等〔略〕			
小型特殊自動車	1. 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	2. 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km/h未満のもの			

第2章 保安基準

中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月日を試問実施日とすることが多い。そこで、第2章は特にことわりのない限り、令和8年8月6日に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	94
2. 不適切な補修等	95
3. 受検車両と書面の同一性確認	96
4. 燃料タンクの容量等の算定及び確認	97
5. 長さ、幅及び高さ	97
6. 最低地上高	98
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	99
8. 安定性	100
9. 最小回転半径	101
10. 接地部及び接地圧	101

2 自動車の装置一般

1. 走行装置	102
2. 施錠装置	103
3. 制動装置	103
4. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	104
5. 緩衝装置	104
6. 高圧ガスの燃料装置	105
7. 高圧ガスの燃料装置（LPガス自動車）	108
8. 高圧ガスの燃料装置（CNGガス自動車）	108

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	108
2. 車体表示	110
3. 突入防止装置	111

4 自動車の室内関係

1. 運転者席	112
2. 座席ベルト非装着時警報装置	113
3. 年少者用補助乗車装置	114
4. 通路	115
5. 乗降口	115
6. 非常口	115
7. 物品積載装置	116
8. 窓ガラス（性能）	117
9. 窓ガラス貼付物等	118

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	119
2. 排出ガス等発散防止装置	121
3. 排出ガス等の発散防止装置（機能維持）	121
4. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	122

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	123
2. すれ違い用前照灯	124
3. 前部霧灯	125
4. 車幅灯	125
5. 昼間走行灯	126
6. 前部反射器	127
7. 側方灯・側方反射器	127
8. 番号灯	128
9. 尾灯	128
10. 後部霧灯	129
11. 後部反射器	130
12. 大型後部反射器	130
13. 制動灯	131
14. 補助制動灯	132
15. 後退灯	133
16. 方向指示器	134
17. その他の灯火等の制限	135

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	137
2. 非常信号用具	137
3. 盗難発生警報装置	138
4. 後写鏡	138
5. 直前及び側方の視界	138
6. 後退時車両直後確認装置	140
7. 速度計	140
8. 消火器	141
9. 内圧容器	141
10. 運行記録計	141
11. 緊急自動車	142
12. 道路維持作業用自動車	142

8 テスタ等による機能維持確認

1. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	143
2. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	148
3. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	150
4. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	152
5. 警音器の音の大きさ（騒音計）	154

7 高圧ガスの燃料装置 (LP ガス自動車)

[過去出題例]

- ☑1. LP ガス自動車点検整備事業者等は、依頼者から LP ガス自動車燃料装置点検整備・検査記録簿の請求があったときは、その () を交付するものとする。[R6.2]
- ☑2. 液化石油ガスを燃料とする自動車のミキサは、ベーパーライザで気化された液化石油ガスと空気とを () し、エンジンに供給する装置である。[R3.2]
- ☑3. LP ガスのガス容器には、LP ガスの () を胴部の見やすい個所に赤色 (スタンプ、吹き付け) で明示するように定められている。[R5.2]

◎正解 1…写し：2…混合：3…充填期限

※「LP ガス自動車の構造と機能」、「LP ガス自動車構造取扱基準」、「LP ガス乗用旅客自動車構造取扱基準」、「容器保安規則」、「高圧ガスの取扱い要領」を参照 (編集部)。

8 高圧ガスの燃料装置 (CNG ガス自動車)

[過去出題例]

- ☑1. 圧縮天然ガス (CNG) 燃料供給システムの安全装置の一つである容器安全弁は、火災によりガス容器が加熱された時、ガス容器が破裂しないように自動的に燃料ガスを () する。[R7.1]
- ☑2. CNG (圧縮天然ガス) 自動車の燃料装置の配管及び装置の交換・脱着を行う場合は、全てのガス容器元弁を閉じて、必ずエンジンが止まるまでガス配管内の圧縮天然ガスを () させて抜いたあとに作業にとりかかること。なお、配管継手を緩めながら脱圧する方法で行ってはならない。[R3.1]

◎正解 1…放出：2…燃焼

※「CNG 自動車の構造と機能」、「高圧ガスの取扱い要領」を参照 (編集部)。

3 自動車の車体関係**1 車枠及び車体**

[フェンダ]

- ☑1. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 (①)°及び後方 (②)°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。[R6.1]
- ☑2. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないものでなければならない。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く) であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が () mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。[R4.2]

☑3. 小型貨物自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が 8 mm であったため、保安基準適合と判断した。[R7.1/R5.1]

[エア・スポイラ]

☑4. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるエア・スポイラにおいて、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から () mm 以上内側にあるものは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものとする。[R5.2/R3.2]

[リヤ・オーバーハング]

☑5. 自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては ()、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11）以下でなければならない。[R7.2/R4.2]

☑6. 自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が () の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11）以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のものにあっては、この限りでない。[R5.1]

☑7. 物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の普通自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離について、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 であったため、保安基準適合と判断した。[R6.2]

☑8. 物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の小型自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離について、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 であったため、保安基準適合と判断した。[R3.2]

◎正解 1…① 30/② 50 : 2…10 : 3…× : 4…165 : 5…3 分の 2 : 6…最遠軸距 : 7…○ : 8…○

[関係法令]

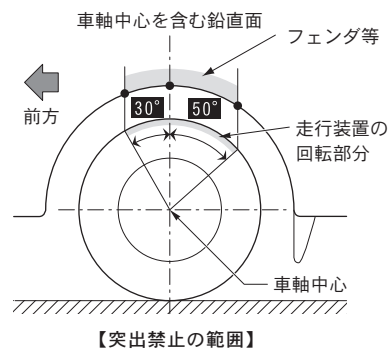
◆審査規程 7-28 車枠及び車体・要約

[フェンダ（タイヤ等突出禁止の範囲）]

※昭和 49 年 7 月 1 日以降に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く）に、この基準が適用される。

突出禁止の範囲	突出禁止部位
前方 30°～後方 50°	走行装置の回転部分（*）

*乗車定員 9 人以下の乗用自動車であって、前方 30°及び後方 50°の範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。
▷未満はその数を含まない。



〔エア・スポイラ（*）〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

基準が適用される自動車	基準	基準の適用除外（適合するもの）
<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 10 人以下の乗用自動車 車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車 	◎側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかのもの ①オーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない ②オーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある ③オーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である
<p>【オーバー・ハング部を有していても良い場合】</p>		

*二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるエア・スポイラを除く。

〔リヤ・オーバーハング〕 ※昭和 34 年 9 月 16 日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

自動車の種別	突出積載のおそれ	
	あり	なし（*）
普通自動車	最遠軸距の 1 / 2 以下	最遠軸距の 2 / 3 以下
小型自動車	最遠軸距の 11 / 20 以下	

- 次に掲げる自動車は、突出積載のおそれのない自動車とする。
- ①物品を積載する装置を有しない自動車
- ②物品を積載する装置が次に該当する自動車
 - ア. タンク又はこれに類するもの
 - イ. コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
- ③物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする）を備える自動車
- ④バン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとりを備えているもの
- ⑤専ら車両を運搬する構造の自動車であつて、次に掲げる要件〔省略〕を満たすもの

2 車体表示

〔過去出題例〕

- 1. タンク自動車の車体表示について、車体の後面に最大積載量及び最大積載容積の表示を確認できたため、保安基準適合と判断した。〔R3.2〕
- 2. 自動車の車体の表示について、最大積載量が「t（トン）」単位で当該自動車の車体の後面に表示されていたため、保安基準不適合と判断した。〔R4.2〕
- 3. 専ら幼稚園に通う児童の運送を目的とする乗車定員 11 人以上の自動車は、車体の前面、後面及び両側面に定められた様式の車体表示をしなければならない。〔R6.2〕
- 4. 専ら小学校に通う児童の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る）の車体の（ ）には、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。〔R4.1〕

◎正解 1…×：2…×：3…○：4…前面、後面及び両側面

1 ブレーキ・制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 N は、質量 1 kg の物体に 1 m/s^2 の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約 9.8 m/s^2 であることから、質量 1 kg の物体に作用する重力は、 $1 \text{ kg} \times 9.8 \text{ m/s}^2 = 9.8 \text{ N}$ ということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kg は重量 1 kg あたり 1 N の制動力であることを表している。仮に自動車の重量が 1000 kg であるとする、制動力は 1000 N となる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量 1 kg に作用する重力は 9.8 N であることから、制動力の割合は 9.8 N/kg となる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「 4.90 N/kg 」と定められている。 9.8 N/kg を基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「 3.92 N/kg 」「 1.96 N/kg 」「 0.98 N/kg 」「 0.78 N/kg 」は、 9.8 N/kg のそれぞれ 40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90 N/kg 以上 であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、 4.90 N/kg を 3.92 N/kg に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98 N/kg 以上 であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78 N/kg 以下 であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96 N/kg 以上 であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「 4.90 N/kg 以上」「 3.92 N/kg 以上」「 0.98 N/kg 以上」「 0.78 N/kg 以下」「 1.96 N/kg 以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点以下第4位を切り捨て）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和7年度 第1回問題

【1】次の1. 自動車検査証（抜粋）の自動車について、保安基準の細目告示及び審査事務規程に基づきブレーキ・テストを用いて制動力を測定したところ、2. 指定整備記録簿（抜粋）の制動力欄に記載した制動力測定結果を得た。ただし、審査時車両状態における当該自動車の各軸重の測定は行っていないものとする。また、制動力測定時、ブレーキ・テストのローラは乾燥状態であった。以下（1）及び（2）の問いに答えなさい。

- (1) この自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、2. 指定整備記録簿の制動力欄①から⑤の値を求め記入しなさい。ただし、答えが小数点以下になるものは、小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位まで記入するものとする。
- (2) [表1] の判定根拠数値欄に保安基準の細目告示及び審査事務規程に定めるブレーキ・テストのローラが乾燥している状態での判定根拠数値を⑥から⑩に記入しなさい。また、当該自動車の保安基準の適合性について判定を行い、判定欄⑪から⑮の「適」・「否」いずれかを選び記入しなさい。

1. 自動車検査証（抜粋）

初年度登録年月日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
	小型	貨物	自家用		
車名		車体の形状			
		バン			
車台番号		燃料の種類		排気量または定格出力	
型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
		1240kg	— kg	— kg	710kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅
2 (5) 人	1000 (850) kg	1950kg	3060 (3075) kg	— cm	— cm
備考：※最高速度 150km/h とする。					

2. 指定整備記録簿（抜粋）

制動力				
前軸	右	3030N	軸重 kg	左右差 N
	左	2020N		(①) N/kg
後軸	右	1670N	軸重 kg	左右差 N
	左	1140N		(③) N/kg
計		N	車両重量	(④) N/kg
手動		3940N	kg	(⑤) N/kg

※①から⑤は、〔表1〕における各項目の番号とする。

〔表1〕

項目			判定根拠数値	判定
主制動力	前軸	①審査時車両状態における前軸重に対する左右差	(⑥) N/kg 以下	⑪適・否
	後軸	②審査時車両状態における後軸重に対する左右差	(⑦) N/kg 以下	⑫適・否
		③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	(⑧) N/kg 以上	⑬適・否
	総和	④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合	(⑨) N/kg 以上	⑭適・否
⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			(⑩) N/kg 以上	⑮適・否

解説

①「審査時車両状態における前軸重に対する左右差」

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・前軸の制動力の左右差＝前軸（右－左）＝3030N－2020N＝1010N
- ・審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。
審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝1240kg＋55kg＝1295kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{前軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{1010\text{N}}{1295\text{kg}} = 0.7799\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「9」であり、これを切り捨てると、答えは「0.779N/kg」となる。
- ・判定基準値は「⑥ 0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.779N/kg」であることから、判定は「⑪適」となる。

②「審査時車両状態における後軸重に対する左右差」

- ・②は、後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後軸の制動力の左右差＝後軸（右－左）＝1670N－1140N＝530N
- ・審査時車両状態における後軸重（後後軸重）は、検査証より710kgである。
- ・以上の結果、②は次のとおりとなる。

$$\text{②} = \frac{\text{後軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{530\text{N}}{710\text{kg}} = 0.7464\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「4」であり、これを切り捨てると、答えは「0.746N/kg」となる。
- ・判定基準値は「⑦ 0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.746N/kg」であることから、判定は「⑫適」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎中部運輸局が行う自動車検査員教習修了試問の「保安基準」関連の出題は、試問実施年度を自動車の製作年月日とすることが多い。
- ◎第4章に収録した過去の試問については、自動車の製作年月日の明記されていないもの及び自動車の製作年月日に関係する個別条件のないものについては、令和8年8月5日を製作年月日として模範解答及び解説を収録した。

[年度別試験問題の共通注意事項]

◎本問題における法令等の略称は、次による。

道路運送車両法	法
道路運送車両法施行規則	施行規則
優良自動車整備事業者認定規則	認定規則
指定自動車整備事業規則	指定規則
自動車点検基準	点検基準
道路運送車両の保安基準	保安基準
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	保安基準の細目告示
自動車検査業務等実施要領	実施要領
独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程	審査事務規程

◎保安基準関係の問題は、保安基準の緩和が適用されない一般の自動車を対象としています。

4-1 ▷令和7年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】次の各文は、「法」及び「施行規則」に規定されている条文から抜粋したものです。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切な字句又は数値を下枠の中から選び、その番号を記入しなさい。ただし、同じ番号を何回使用してもよいものとする。

1. 法第2条（定義）

この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び①をいう。

2～9（省略）

2. 法第3条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに②の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

3. 法第11条（自動車登録番号標の③）等

自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣（政令で定める離島にあっては、国土交通大臣又は政令で定める市町村）の長。以下この条（次項第3号及び第3項を除く。）において同じ。）又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣又は第28条の3第1項の規定による委託を受けた者（以下この条において「③取付受託者」という。）の行う③の取付けを受けなければならない。

2～6（省略）

4. 法第13条（移転登録）

新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があったときは、④は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

2～4（省略）

5. 法第40条（自動車の構造）

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は（⑤）防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- (1) 長さ、幅及び高さ
- (2) 最低地上高
- (3) ～ (9) (省略)

6. 法第59条（新規検査）

登録を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の（⑥）、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2～4（省略）

7. 法第61条（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第1項又は第71条第4項の規定により自動車検査証を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの（⑦）年
- (2) (省略)

3～4（省略）

8. 法第62条（継続検査）

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該（⑧）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5（省略）

9. 法第71条の2（限定自動車検査証等）

1～2（省略）

3 限定自動車検査証の有効期間は、（⑨）日とする。

4～7（省略）

10. 法第99条の2（不正改造等の禁止）

（⑩）、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

11. 施行規則第 8 条の 2 (自動車登録番号標の表示)

法第 19 条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、(⑪) の自動車登録番号標を省略することができる。

2 (省略)

12. 施行規則第 35 条の 3 (自動車検査証の記載事項)

法第 58 条第 2 項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) ~ (10) (省略)

(11) 自家用又は (⑫) の別

(12) ~ (29) (省略)

2 ~ 3 (省略)

13. 施行規則第 35 条の 4 (自動車検査証の記録事項)

法第 58 条第 2 項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自動車検査証の有効期間の満了する日

(2) 使用者の住所

(3) 所有者の氏名又は名称及び住所 (当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)

(4) 使用の本拠の位置

(5) 被牽引自動車 (前条第 1 項第 14 号のイ及びロに掲げるものを除く。) にあっては、牽引自動車の車名及び (⑬)

(6) ~ (7) (省略)

2 ~ 3 (省略)

14. 施行規則第 37 条の 3 (検査標章)

検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の (⑭) 上部に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

2 (省略)

15. 施行規則第 44 条 (自動車検査証等の有効期間の起算日)

自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の (⑮) 前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (省略)

1. 営業用	2. 2	3. 3	4. 前面	5. 後面	6. 右	7. 左
8. 軽自動車	9. 7	10. 車台番号	11. 1月	12. 2月	13. 新所有者	14. 燃料
15. 15	16. 公害	17. 旧所有者	18. 点検整備記録簿	19. 使用者は		
20. 所有者は	21. 何人も	22. 事業用	23. 自動車登録番号標	24. 自動車検査証		
25. 軽車両	26. 小型自動車	27. 型式	28. 封印	29. 事故	30. 原動機	

9. 自動車の最小回転半径は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、最外側のわだちについて13m以下でなければならない。
10. 小型貨物自動車に備えられた後退灯が1個であったため保安基準不適合と判断した。
11. 自動車排出ガス規制の識別記号がADF（平成17年排出ガス規制車）の車両総重量が2,700kgの普通貨物自動車について、無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数をオパシメータで測定をしたところ、3回の測定値の平均値が 0.75m^{-1} であったため保安基準適合と判断した。
12. 自動車排出ガス規制の識別記号が8BL（令和2年排出ガス規制車）であるガソリンを燃料とする小型二輪自動車のアイドリング時における排出ガス濃度を測定したところ、一酸化炭素（CO）が1.5%、炭化水素（HC）が500ppmであったため、保安基準適合と判断した。
13. 小型乗用自動車の排気管について、自動車の最後端となっていたが、排気管部分を除いた場合の自動車の最後端からの突出量が水平距離で40mmであり、自動車の最外側にもなっていないため、他の交通の安全を妨げるおそれのないものと判断し、保安基準適合とした。
14. 自動車検査証の備考欄に「平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1C1A 近接排気騒音値92dB 測定回転数 3,325rpm（旧基準適用時測定回転数 3,325rpm）」と記載されている、消音器改造又は交換をおこなっていない、車両の後部に原動機を有する乗車定員4人の普通乗用自動車の近接排気騒音について、近接排気騒音を近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）により回転数3,325rpmで測定したところ97dBであったため、保安基準適合と判断した。
15. 内燃機関を原動機とする小型自動車の備える消音器について、その構造を確認したところ、消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造であったが、一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっており、かつ、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものであり、当該消音器が型式指定時から変更がなかったため、保安基準適合とした。

【8】※第3章 計算問題（156ページ）を参照。

▷模範解答

【1】

1. ①－25（軽車両）：車両法2条1項
2. ②－30（原動機）：車両法3条
3. ③－28（封印）：車両法11条1項
4. ④－13（新所有者）：車両法13条1項
5. ⑤－16（公害）：車両法40条
6. ⑥－19（使用者は）：車両法59条1項
7. ⑦－2（2）：車両法61条1～2項
8. ⑧－24（自動車検査証）：車両法62条1項
9. ⑨－15（15）：車両法71条の2 3項
10. ⑩－21（何人も）：車両法99条の2
11. ⑪－4（前面）：施行規則8条の2 1項
12. ⑫－22（事業用）：施行規則35条の3 1項

11号

13. ⑬－27（型式）：施行規則35条の4 1項1～5号

14. ⑭－7（左）：施行規則37条の3 1項

15. ⑮－12（2月）：施行規則44条 1項

【2】

1. ○：施行規則3条8号イ
2. ×（請求の有無に関わらず交付する）：車両法91条2項
3. ×（自動車検査証の有効期間に関わらず、一律2年間保存）：車両法94条の6 2項
4. ×（補充は可だが交換は不可）：整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(5)